資料3

登録日本語教員制度について

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣　旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概　要

１．日本語教育機関の認定制度の創設

（１）日本語教育機関の認定制度 【第二条関係】

○　日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

（２）認定の効果等 【第二条・第五条関係】

○　文部科学大臣は、**認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表**する。

○　認定日本語教育機関の設置者は、**生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。**

（３）文部科学大臣による段階的な是正措置 【第十一条・第十二条関係】

○　文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる。**

※**認定基準に関する法務大臣への協議**【第十五条関係】、文部科学大臣と**法務大臣その他の関係行政機関の長との協力**【第十六条関係】**を規定。**

２．認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○　認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①**「日本語教員試験」に合格**し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する**「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。**【第十七条関係】

○　日本語教員試験は、**「基礎試験」**及び**「応用試験」**とで構成し、**文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施**する。【第二十二条・第二十八条関係】

○　**文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、**申請により**「基礎試験」を免除**する。【第二十三条関係】

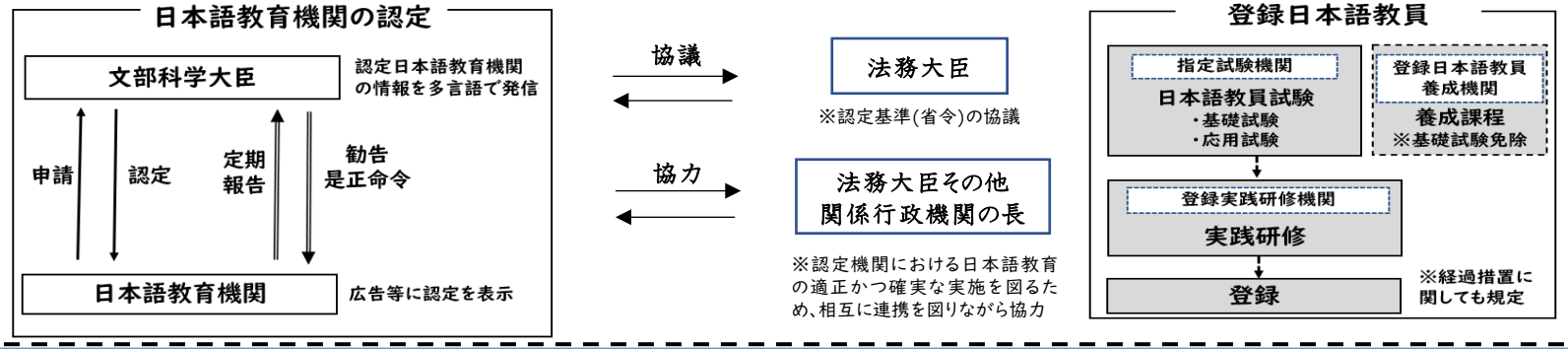

施行期日　令和６年４月１日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和４年１２月　日本語教育推進会議

○　新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※　（　）は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件　（法務省）

・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

（文科省）（法務省）

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

（外務省）（文科省）

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

（文科省）（外務省）

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用　（法務省）（厚労省）

・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
・特定技能制度の受入れ機関が作成する「１号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供　（文科省）（法務省）（厚労省）

・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

・外国人在留支援センター（FRESC）との連携　（法務省）
・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供　（厚労省）
・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供　（総務省）
・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供　（経産省）

日本語教育機関認定法の施行（令和６年度～）

１．日本語教育機関の認定制度

※日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

◆ 令和６年度の認定結果

- **申請機関数　１２０機関**
- **認定とした日本語教育機関　４１機関（機関名公表）**
- 不認定とした日本語教育機関　３機関（機関名公表）
- 継続審査とした日本語教育機関　１１機関
- 審査中に取り下げを行った日本語教育機関　６５機関

※２回の申請期間の累計

◆ 令和７年度１回目の申請状況

- **申請機関総数　７４機関**（うち法務省告示機関３４機関、大学別科等１機関）

〈課程分野の内訳〉

- 留学のための課程　７３機関
- 就労のための課程　１機関
- 生活のための課程　０機関

２．認定日本語教育機関の教員の資格（登録日本語教員）

※認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、**「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。**

◆ 令和７年１月から登録を開始

- **登録申請　１０，２４８名**
- **登録済み　９，４１８名**　（令和７年６月２日時点）

登録日本語教員制度の概要

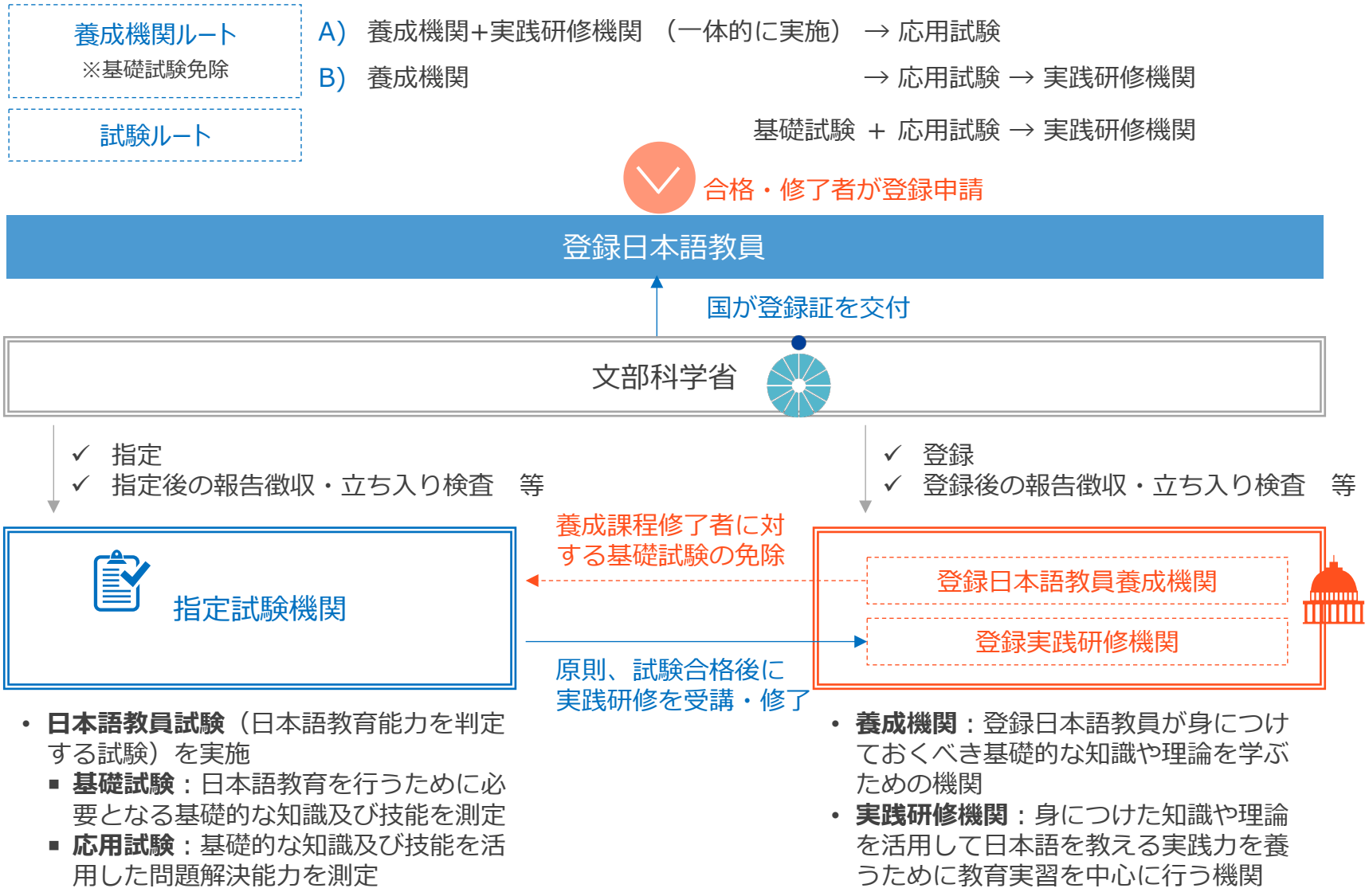

- **日本語教員試験**（日本語教育能力を判定する試験）を実施
  - **基礎試験**：日本語教育を行うために必要となる基礎的な知識及び技能を測定
  - **応用試験**：基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力を測定

- **養成機関**：登録日本語教員が身につけておくべき基礎的な知識や理論を学ぶための機関
- **実践研修機関**：身につけた知識や理論を活用して日本語を教える実践力を養うために教育実習を中心に行う機関

登録日本語教員の資格取得ルート

文部科学省

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了する方※

・大学等（26単位～）
・専門学校等（420単位時間～）

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
（養成課程と一体的に実施）

登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了する方※

・大学等（25単位～）
・専門学校等（375単位時間～）

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

日本語教員試験について

文部科学省

日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和１１年３月３１日までの間において、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点（計100点）
応用試験	聴解：50分（休憩）読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点（計110点）

受験料

通常：18,900円

基礎試験免除：17,300円

基礎試験及び応用試験免除（※）：5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出願することが必要。

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」（令和６年３月 18 日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験
必須の教育内容で定められた５区分において、各区分で６割の得点があり、かつ総合得点で８割の得点があること。

② 応用試験
総合得点で６割の得点があること。

令和７年度日本語教員試験
実施日：令和７年11月２日（日）

令和６年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日：令和６年１１月１７日（日）
- 出願受付：令和６年８月１日(木）～９月６日（金）

試験地：全国８地域

北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、
関東（東京都23区内）、中部（愛知県名古屋市）、
近畿（大阪府堺市）、中四国（広島県広島市）、
九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県宜野湾市）

- 結果通知日：令和６年１２月２０日（金）
- 合格発表：日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。
- 受験者数：１７，６５５人
- 合格者数：１１，０５１人※
- 合格率：６２．６％

※「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和７年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。
なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

詳細については、日本語教員試験ホームページ
→ https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

登録日本語教員養成機関について

登録日本語教員養成機関とは

- ☑文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関において日本語教員養成課程を実施する。
- ☑日本語教師としての基盤となる「日本語教師【養成】に求められる資質・能力（①知識、②技能、③態度）」の育成を目的とする。
- ☑「養成課程コアカリキュラム」は認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容を示しており、同カリキュラムに示された「必須の教育内容」の49項目を網羅的に学修する教育課程であることが求められる。
- ☑高度な専門性と知見を有する教授者が配置されていることが求められる。
- ☑養成課程の授業時間は375単位時間以上。
（１単位時間は45分以上。大学の単位の場合は25単位以上。）
- ☑登録日本語教員養成課程を修了した場合は、「日本語教員試験」の基礎試験が免除となる。

要件を満たせば通信による実施も可能

「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」において示された日本語教師【養成】における教育内容

3領域	5区分	必須の教育内容
社会・文化 教育 言語	社会・文化・地域	(1)世界と日本の社会と文化、(2)日本の在留外国人施策、(3)多文化共生、(4)日本語教育史、(5)言語政策、(6)日本語の試験、(7)世界と日本の日本語教育事情
	言語と社会	(8)社会言語学、(9)言語政策と「ことば」、(10)コミュニケーションストラテジー、(11)待遇・敬意表現、(12)言語・非言語行動、(13)多文化・多言語主義
	言語と心理	(14)談話理解、(15)言語学習、(16)習得過程、(17)学習ストラテジー、(18)異文化受容・適応、(19)日本語の学習・教育の情意的側面
	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力、(21)日本語教育プログラムの理解と実践、(22)教室・言語環境の設定、(23)コースデザイン、(24)教授法、(25)教材分析・作成・開発、(26)評価法、(27)授業計画、(28)教育実習、(29)中間言語分析、(30)授業分析・自己点検能力、(31)目的・対象別日本語教育法、(32)異文化間教育、(33)異文化コミュニケーション、(34)コミュニケーション教育、(35)日本語教育とICT、(36)著作権 ※(28)は養成課程ではなく実践研修で実施されるため、養成課程は全49項目となる。
	言語	(37)一般言語学、(38)対照言語学、(39)日本語教育のための日本語分析、(40)日本語教育のための音韻•音声体系、(41)日本語教育のための文字と表記、(42)日本語教育のための形態・語彙体系、(43)日本語教育のための文法体系、(44)日本語教育のための意味体系、(45)日本語教育のための語用論的規範、(46)受容・理解能力、(47)言語運用能力、(48)社会文化能力、(49)対人関係能力、(50)異文化調整能力

登録実践研修機関について

登録実践研修機関とは

- 文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において実践研修を実施する。
- 実践研修では「実践研修コアカリキュラム」等で示された
  ①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑤教壇実習、⑥振り返り
  を全て含む45単位時間（１単位時間は45分以上。大学の場合は１単位以上）以上の教育プログラムを実施する。
- 登録実践研修機関は、教壇実習を行う実習先を選定し、要件を満たした指導者を確保した上で、所定の教育プログラムを適切に実施することが求められる。

実践研修の流れ（６つの学習項目と到達目標）

学習項目 01 オリエンテーション

実践研修全体の目的・目標を理解し、日本語教師として求められる資質・能力と実践研修がどのように 関わるか理解している。

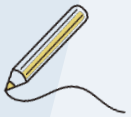

学習項目 02 授業見学

授業の流れ及び学習者や教師の様子を観察し、授業を分析することができる。

学習項目 03 授業準備

教壇実習の場となるプログラムやコースのカリキュラムを踏まえて、授業で扱う内容を理解し、学習者の 学びを計画するとともに、その実施のために必要な教材・教具等を準備することができる。

学習項目 04 模擬授業

授業計画や教材・指導方法などの妥当性を検討するために、模擬授業を実施し、振り返りや改善を行う ことができる。

学習項目 05 教壇実習（45分以上×2回）

単独で教壇に立ってクラス指導を行うとともに、授業を客観的に分析し、改善を図ることができる。

学習項目 06 実践研修全体総括（振り返り）

日本語教師として自律的に成長していくために、実践研修全体を振り返り、内省することができる。

学校教員免許と登録日本語教員資格の両方の取得を想定した養成課程の事例

○ 東京学芸大学 教育学部 「日本語教員養成プログラム」

- ✓ 令和6年11月に登録日本語教員養成機関として登録
- ✓ 「学校教育教員養成課程初等教育専攻国語コース」の開設科目で編成する「日本語教員養成プログラム」を設置
- ✓ 日本語教員養成プログラムの必修単位を修得した学生は、認定法に基づく養成課程の修了者として、日本語教員試験の基礎試験を免除
- ✓ 日本語教員養成プログラムの科目（30単位）は、学校教員養成コースにおける必修科目や選択科目として位置付けられる

【学校教育教員養成課程初等教育専攻国語コースの卒業に必要な単位数（全126単位）と科目群】

【日本語教員養成プログラムにおける科目・単位数（必修26単位、選択４単位）】

授業科目	単位数	標準開設学期
日本語学概論Ⅰ	2	Ⅰ
日本語学概論Ⅱ	2	Ⅱ
日本語教育概論	2	Ⅰ
子どもの日本語教育A　子どもの社会文化的背景とバイリンガリズム	2	Ⅱ
日本語教育文法	2	Ⅲ
日本語教育の方法Ⅰ　教授法と教室活動	2	Ⅲ
言語学概論	2	Ⅳ
第二言語習得論	2	Ⅳ

授業科目	単位数	標準開設学期
日本語教育の方法Ⅱ　教材の開発と活用	2	Ⅳ
日本語教育の方法Ⅲ　授業実践と省察	2	Ⅴ
日本語音声	2	Ⅵ
異文化理解と心理	2	Ⅴ
日本語教育の歴史と言語政策	2	Ⅵ
※以下、養成プログラム内の選択科目		
日本語文法	2	Ⅲ
子どもの日本語教育B　学校・地域の現状と課題	2	Ⅵ

赤枠：
国語コースの④「専攻科目」における選択（24単位）

緑枠：
国語コースの④「専攻科目」における必修（６単位）

教壇実習を小学校等で実施する場合の基準について

○登録実践研修機関研修事務規程策定基準（抜粋）

5　教壇実習機関に関する事項

① 教壇実習機関は認定日本語教育機関としていること。ただし、以下のすべてを満たす場合は認定日本語教育機関以外も可能とする。

イ)　登録日本語教員養成機関の登録も受けた者が実践研修を実施すること。

ロ)　教壇実習機関が日本語教育課程を実施していること。

ハ)　認定基準で示す主任教員に相当する者の配置等上記日本語教育課程を適正に実施する体制を有すること。

ニ)　小学校等を教壇実習機関とする場合は、受講者が小学校等の教員免許取得者又は取得予定者であって登録日本語教員養成機関の登録を受けた者が設置する大学が提供する養成課程（年少者への日本語指導に関する科目を含むものに限る。）を修了する見込みであること。

○登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項（抜粋）

1（3）③　教壇実習機関が小学校等の場合には、研修事務規程策定基準５の①のロに規定する「日本語教育課程を実施していること」については、当該小学校等において日本語指導のための特別の教育課程又は高等学校における日本語指導のための学校設定科目を実施していることを確認することとする。

※小学校等…小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度予算額　229百万円
（前年度予算額　241百万円）

文部科学省

現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が配置されることとなっている。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、そのための養成・研修には大学等の専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。併せて、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、「潜在的な」日本語教師の現場復帰を促進し、教員不足の解消を図る必要がある。

※留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）

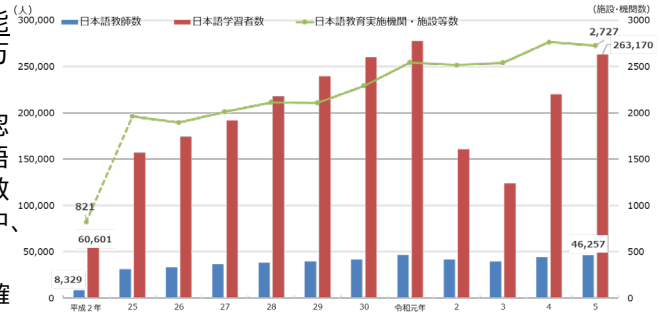

（出典：日本語教育実態調査）

事業内容

（１）現職日本語教師研修プログラム普及事業　153百万円（161百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：日本語教師に対し審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
- 期間：令和２年度～
- 委託先：日本語教師養成専門機関
- 件数・単価：11箇所×約８～24百万円

【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥海外赴任
【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師（3~5年目）
⑧主任教員
⑨地域日本語教育コーディネーター

（２）日本語教師養成・研修推進拠点整備事業　60百万円（60百万円）

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
- 内容：日本語教師の養成を行う大学等を拠点としたネットワークの構築、日本語教師養成・研修の担い手の育成プログラム開発及び研修の実施。
- 期間：令和５年度～令和９年度
- 委託先：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：6箇所×約10百万円

①北海道・東北、②関東・甲信越
③中部、④近畿、⑤中国・四国
⑥九州・沖縄

（３）日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業　17百万円（20百万円）

- 目的：日本語教育機関認定法の施行に伴う登録日本語教員不足の解消。
- 内容：登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師、日本語教育に関する知識や技能を有しながら現在日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師等に向けたオンデマンド研修プログラムの開発及び研修の実施。
- 期間：令和５年度～令和９年度
- 委託先：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- 件数・単価：２箇所×約８百万円

アウトプット（活動目標）

・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
・現職日本語教師の研修　年間７百人
・オンデマンド研修受講者　年間40百人

短期アウトカム（成果目標）

・養成・研修の拠点の充実
・日本語教師の各分野での活躍促進
・登録日本語教員の希望者の増加

中期アウトカム（成果目標）

・養成・研修の拠点（自走化）
・日本語教師の各分野での活躍促進
・登録日本語教員の増加

長期アウトカム（成果目標）

・日本語教育の質の向上
・外国人との共生社会の実現に寄与
・日本語教育の持続可能な推進

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ　※赤囲みが新制度関係

○日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
○あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の育成・確保を推進

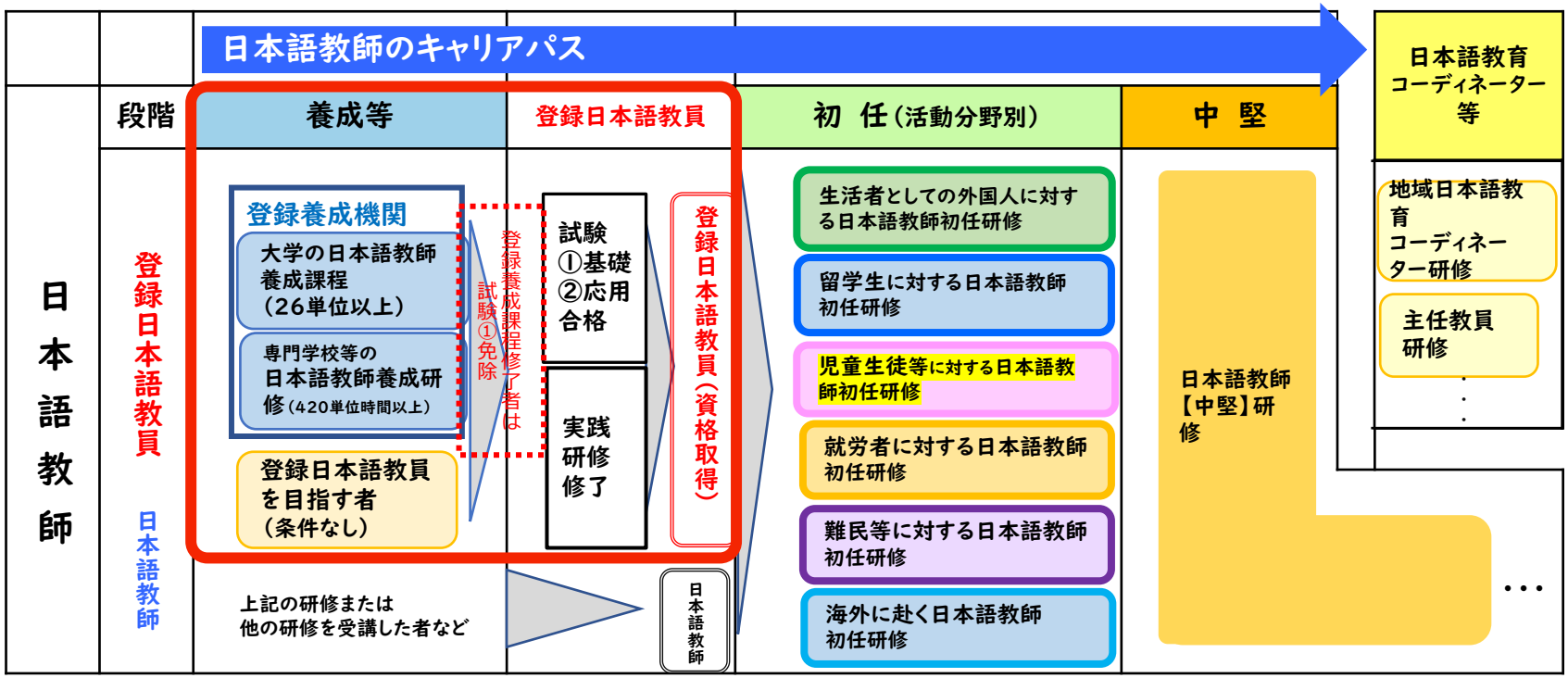

日本語教育人材		研　修　受　講　対　象	養成・研修実施機関	研修単位時間数の目安
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関	26～45単位（420単位時間以上）
	初任	○日本語教師【養成】を修了し、当該分野で0～3年程度の者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関	30～90単位時間
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験（2400単位時間以上）を有する者	○大学等の教育研修機関	30～90単位時間
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て，地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し，地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁，地方公共団体及び大学等の教育研修機関	30単位時間
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関	30単位時間
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体，大学等の教育研修機関，NPO等	15～30単位時間

日本語教師養成・研修推進拠点整備事業　各ブロック別のネットワーク

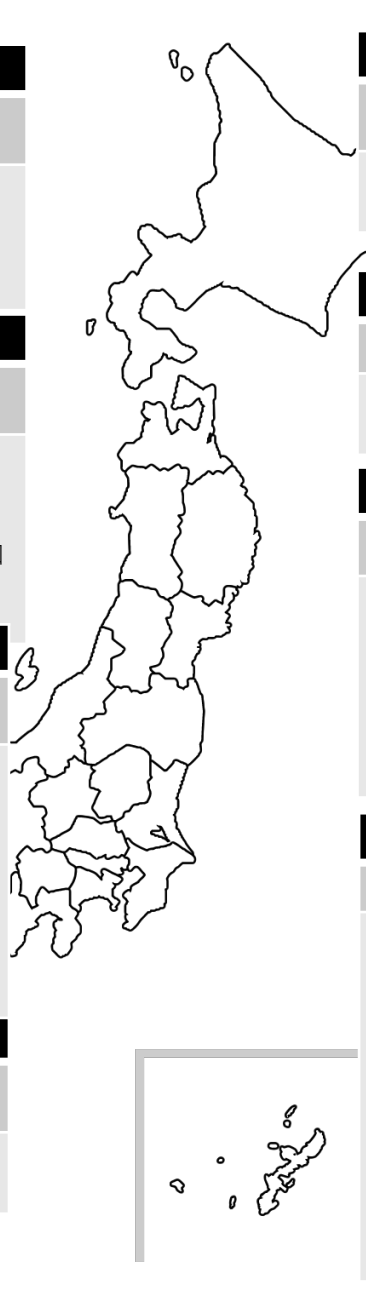

■中部ブロック

代表	金沢大学
協議会	富山大学国際機構、公立小松大学、金沢学院大学、北陸大学、石川県教委、富山県教委、福井県教委、石川県国際交流協会、とやま国際センター、福井県国際交流協会、アリス学園、（一社）日本語まなびサポート北陸、（公社）大学コンソーシアム石川

■中部ブロック

代表	南山大学
協議会	愛知県立大学、日本福祉大学、愛知教育大学、セントラルジャパン日本語学校、ECC日本語学院、CHEERS、多文化共生リソースセンター東海、（一社）DiVE.tv、名古屋市教育センター、HORIZOPIC、金沢大学、NPO法人　子どもの国、I.C.NAGOYA、愛知夜間中学を語る会、link design labo 、EPA看護師介護福祉士ネットワーク

■近畿ブロック

代表	神戸大学
協議会	甲南大学、神戸女学院大学、関西大学、立命館大学、京都産業大学、摂南大学、天理大学、大阪教育大学、大阪大学、大阪大谷大学、滋賀大学、京都精華大学、和歌山大学、武庫川女子大学、京都教育大学、追手門学院大学、国際交流基金関西国際センター、兵庫県国際交流協会、京都府国際センター、神戸国際コミュニティセンター、大阪府国際交流財団、コミュニカ学院、大阪YWCA専門学校、京都民際日本語学校、南大阪国際語学学校、エイム奈良国際アカデミー

■中国・四国ブロック

代表	広島大学
協議会	岡山大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、香川大学、愛媛大学、鳴門教育大学、徳島大学、高知大学

■北海道・東北ブロック

代表	東北大学
協議会	国際教養大学、山形大学、藤女子大学、北海道教育大学函館校

■関東・甲信越ブロック

代表	筑波大学
協議会	茨城大学、群馬大学、東京大学、東京外国語大学、つくば市、常南国際学院

■関東・甲信越ブロック

代表	東京外国語大学
協議会	日本国際学園大学、武蔵野大学、神奈川大学、駒沢女子大学、清泉女子大学、十文字学園女子大学、横浜デザイン学院、東洋言語学院、日立さくら日本語学校、インターカルト日本語学校、新宿日本語学校、与野学院日本語学校

■九州・沖縄ブロック

代表	福岡女子大学
協議会	学校法人別府大学、長崎純心大学、鎮西学院大学、長崎外国語大学、熊本学園大学、鹿児島純心大学 、福岡女学院大学、筑紫女学園大学、名桜大学、鹿児島国際大学、福岡県国際政策課、九州日本語教育連絡協議会、佐賀県国際交流協会、 合同会社 pordo、NPO多文化共生プロジェクト、中村英数学園、グローバルウィザス、宮崎情報ビジネス専門学校、湖東カレッジ、あさひ日本語学校、福岡県国際交流センター、FCC GROOVE、アジア日本語学院